

◇番号：202303

◇研究機関名	北陸先端科学技術大学院大学	◇不正の種別	旅費の過大請求
◇不正が行われた年度	令和元年度～令和3年度	◇最終報告書提出日	令和5年9月15日
◇不正に支出された研究費の額	146,000円	◇不正に関与した研究者数	1人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

北陸先端科学技術大学院大学が、同大学の不正防止計画に沿って抽出によりモニタリングを実施したところ、令和3年11月11日、教員1名（元先端科学技術研究科教授、以下「元教授」）について、出張報告書に記載された宿泊先に宿泊しておらず、宿泊料の請求に関し不適切と疑われる事案が確認された。その同行者1名（元先端科学技術研究科研究員、以下「同行者」）も同様であった。

【調査に至った経緯等】

当該モニタリングの結果の合理性を検証するため、この2名に係る令和2年度以降のすべての出張について確認したところ、令和3年11月18日、更に数件、同様の疑義が見出されたため、調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員5名、学外委員2名（弁護士））を設置し、調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和3年12月22日～令和5年9月15日

・調査対象

調査対象者：元教授1名、同行者1名

調査対象経費：元教授が執行したすべての公的研究費。疑義が生じた旅費については、平成28年度以降の執行分。物品費及び謝金については、令和2年度以降の執行分。

・調査方法

旅費：旅行伺兼旅行命令簿、出張報告書及び宿泊先の領収書等の関係資料の書面調査、並びに調査対象者、旅費担当者及び用務先の機関等への事情聴取

物品費：物品に係る預け金の有無について、北陸先端科学技術大学院大学が保管している会計書類及び納入実績のある業者への文書照会による調査

謝金：謝金関連資料等の確認調査

◇調査結果

【不正の種別】

旅費の過大請求

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

北陸先端科学技術大学院大学では、自宅等（知人宅を含む）に宿泊する場合は宿泊料を支給しないことになっており、出張前に作成する旅行命令伺兼旅費請求書では宿泊料請求区分欄のチェックを、出張後に作成する出張報告書では宿泊先の記載を求めている。これら書類については、教員等の秘書業務を担当する部署が教員等から連絡のあった情報に基づき作成を代行しており、令和3年末まで、元教授を含む一部の教員等に関しては、印鑑を預かりこれら書類への押印も代行していた。ホテル等宿泊施設の領収書についても、出張者が出張の翌年度末まで自身で保管し、モニタリングや監査等で

求めがあればこれを提示する取扱が、令和3年末まで続いていた。

こうした状況において、元教授は秘書業務担当部署への連絡の重要性について認識が不足していたため、これを怠ることがあった。

なお、調査の過程で旅費の過大請求を意図した明確な動機を示す証拠や証言は認められなかった。

・手法

宿泊9件について、ホテル等宿泊施設への宿泊予定を知人宅への宿泊に変更したにも拘らず、その連絡を怠り、関係書類の修正がなされないまま請求できない宿泊料を請求した形となっていた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
戦略的創造研究推進事業 先端的低炭素化技術開発	44,000円	令和元年度	1人
研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム	36,000円	令和2年度	1人
戦略的イノベーション創造プログラム	12,000円	令和3年度	1人
環境研究総合推進費	10,000円	令和2年度	1人
国立大学法人運営費交付金	32,000円	令和2～3年度	1人
共同研究費	12,000円	令和2年度	1人
計	146,000円		1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

知人宅への宿泊9件のうち8件は、新型コロナウイルスの影響によりホテル等宿泊施設や食事処の営業が制限されていた状況の下、知人から好意による申出があり、元教授がこれを受け入れて宿泊先を変更したもので、残り1件も類似の状況によるものであって、これらは一時期の特殊事情により生じた事例であり、ここに私的な利益を得るための意図や行為があったことを裏づける証拠や証言は得られなかったことから、私的流用があったとの判断には至らなかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

1) 結論

元教授は、重大な過失（著しい注意義務違反）があったものと認定した。

同行者については、注意義務違反という点で過失はあるものの、不正とは認定しなかった。

2) 判断理由

知人宅への宿泊9件に係る宿泊料は、北陸先端科学技術大学院大学の取決めにおいて、これを支給する根拠がそもそも欠けているものであることから不正な支出であり、その過失の程度について以下のとおり判断した。

出張報告書に宿泊先等を記載する趣旨は、必要が生じた場合に追跡確認を可能とすることで、旅費関係の不正を防止することであり、出張者は事実に基づいて宿泊先等を記載する必要がある。

日当及び宿泊料の減額調整に係る学長裁定の取決めにおいて「自宅宿泊等、宿泊料を一切必要としない場合は宿泊料を支給しない」としている趣旨は、公的研究費の原資の大部分が国民の税金であることに鑑みその不適切な使用を防止することであり、自宅宿泊以外でも宿泊料を必要としない場合にこれを支給しない旨を定めていることは明白である。

出張者に対しては、出張報告書において事実に基づき宿泊先を記載するよう注意する義務及び宿泊

料を必要としない宿泊の場合にはその旨が明確となるように記載するよう注意する義務が課せられている。

なお、北陸先端科学技術大学院大学では、秘書業務担当部署が教員等の出張報告書等の作成を代行しているが、これらは教員等の関与なしに作成されるものではなく、当該部署への正しい情報の連絡がなければ事実に基づかない出張報告書等が作成されることは自明である。

宿泊先が知人宅に変更となったことについて連絡を怠ったことにより、9 件の出張報告書において事実に基づいて宿泊先が記載されず、かつ、宿泊料を必要としない宿泊をしたことが記載されなかったのであるから、注意義務違反という点で過失がある。宿泊先等の記載の重要性について電子メールや教員懇談会を通じての学内周知及び学内 HP への掲載、加えてコンプライアンス研修や科研費申請説明会等で繰り返し説明され周知が図られていたこと等を踏まえれば、その程度は重大と判断せざるを得ない。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

日当及び宿泊料の減額調整に係る学長裁定について元教授が独自の解釈をしていたこと、及び宿泊先の変更を秘書業務担当部署へ連絡することの重要性について元教授の理解が不足し、これを怠ったことが直接的な発生要因と考えられる。

また、秘書業務担当部署が教員等から連絡のあった情報に基づき出張手続の関係書類の作成等を代行しているのは、教員等の負担軽減を目的としているが、元教授はその意味を十分認識せず、当該手続の委任行為が形骸化していたことが、間接的な要因と考えられる。

【再発防止策】

1) コンプライアンス教育、啓発活動の見直し

- ・コンプライアンス教育のコンテンツに本事案や他機関の最近の事例を盛り込み、特に旅費支出手続について注意点を充実。
- ・従来、同教育の受講時に理解の有無について調査を実施し適正な研究費使用に係る誓約書を求めていたが、一定以上理解していることを確認した上で同誓約書を提出する仕組に改修。
- ・研究室を主宰する者には、その構成員に対する指導及び管理に責任がある旨、注意喚起。
- ・主に教員を対象とした旅費マニュアルを作成し配付。

2) 旅費に関する事務手続の改善

- ・令和 4 年以降の出張から、宿泊料を必要とする場合に宿泊証明書の提出を義務づけ。
- ・令和 3 年まで出張報告書を旅行命令作成の担当部署で保管していたが、令和 4 年以降の出張から旅行命令権者の決裁後に会計課へ提出することとし、旅費の精算時にも同課で出張報告書及び宿泊証明書を確認。
- ・旅行命令及び出張報告書は、必ず出張者本人が確認（押印）する取扱を徹底。
- ・研究室が同一である等、特定の者が出張の手配を一括して行う場合であっても、印鑑を本人以外の者に委ねることを禁止する旨、周知。
- ・日当及び宿泊料の減額調整に係る学長裁定の取決めについて、表現をより明確化。
- ・事務方のマニュアルやチェックリスト等を充実し、内容について構成員で共有化。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

元教授は北陸先端科学技術大学院大学を既に退職しているため、同大学の関係規程による処分はできなかった。不正と認定された経費等は、元教授に返還を求める予定。

・本件の公表状況

令和 6 年 3 月 1 日に北陸先端科学技術大学院大学の HP に掲載（氏名非公表）。